

第156回国会閣第47号に対する修正案

第156回国会衆議院法務委員会可決

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「平成十五年四月一日」を「公布の日」に、「同月二十一日」を「平成十五年四月二十一日」に改める。